

知っ得 5 国保!

Q7 年度の途中で国保に加入したり、脱退したらどうなるの？



途中で加入された場合は、加入した月の分から月割りで計算します。
途中で脱退された場合は、脱退した前月分までを月割りで計算します。



国保税は、他市町から転入してきたときや職場の健康保険をやめた時など、国保の資格を得た月から納めます。
また、手続きが遅れてしまっても、国保の資格を得た月までさかのぼって納めます。
やむを得ない事情で納税が困難な場合は、早めに相談しましょう。

例1 Aさんが8月まで国保に加入し、9月から別の保険に切り替わる場合

当初納付書は、3月まで加入した場合の税額を10期に割り振っていますので、被保険者が行う手続きの情報をもとに8月までで税額を再計算し、第3期の納付額を調整します。

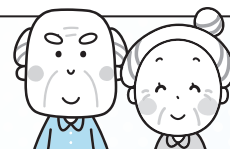
※調整額によっては、第4期以降に納付額が残る場合や、手続きの時期によっては、納期にズレが生じる場合があります。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Aさん	← 国保加入 →					← 他の保険医療制度加入 →						
納期			第1期	第2期	第3期※調整	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期

例2 夫婦で国保に加入し、10月に夫が75歳になる場合

夫が年齢到達により10月から後期高齢者医療制度に移行されることが分かっていますので、当初納付書に夫の誕生日前月までの月割額（4月～9月分）と妻の年税額（4月～3月）を合算した税額を記載し、第1期～10期で納付いただきます。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
夫	← 国保加入 →					← 後期高齢者医療制度加入 →						
妻	← 国保加入 →											
納期			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期